

「年収の壁」はどのように導入・維持されてきたか

——政党に着目して

豊福 実紀

(お茶の水女子大学准教授)

本稿は政党に着目しながら、年収の壁を生じさせる所得税の配偶者控除制度と年金の第三号被保険者制度がどのように導入され維持されてきたのかを探るものである。左派・中道政党ではなく自民党が政権の座にあったことが両制度の導入・維持につながった、という解釈が妥当性を持つのかという観点から、1960年代から2020年代までの5つの事例分析を行った結果、この解釈は第三号被保険者制度に関しては妥当性が認められたものの、配偶者控除制度に関しては妥当性が認められなかった。むしろ、夫が給与所得者・妻が専業主婦の世帯が増え、さらに妻がパートタイム労働者の世帯が増えるという長期的な変化の中で、それらの世帯を支援する姿勢がおおむね政党横断的に保持されてきたからこそ、配偶者控除制度は導入され維持されてきたと考えられる。政党はしばしば個人を支援する政策を掲げつつ、こうした世帯への支援も継続しようとしてきた。今後、配偶者控除制度や第三号被保険者制度を廃止するにしても、その先にどのような国家・社会をめざすのかについて、政党は十分な選択肢を提示していない。

目次

- I はじめに
- II 性別役割分業を行う世帯を支援する政党
- III 事例分析
- IV 結論と今後への示唆

I はじめに

日本における税・社会保障制度、とくに所得税の配偶者控除制度と年金の第三号被保険者制度は、夫が外で働き、妻が主婦として家事・育児などを担う世帯に利益をもたらす一方、その利益を受けられる年収の上限を超えて妻が外で働くことを妨げる「年収の壁」を生じさせ、性別役割分業を固定化するものとしてしばしば批判されてきた。

先行研究によれば、左派政党は女性の就業に肯

定的なものに対し、右派政党は性別役割分業に肯定的な傾向にある。性別役割分業を行う世帯の支援に積極的な政党の勢力が大きい国では、そのような世帯に有利な政策がもたらされる。こうした議論を踏まえると、日本では自民党の勢力が大きく、長期にわたり政権の座にあることが、配偶者控除制度と第三号被保険者制度の導入・維持につながってきたとの解釈が成り立つ。逆に言えば、左派政党や中道政党への政権交代が起きれば、これらの制度は縮減・廃止されやすいと考えられるが、果たしてそうだろうか。

本稿は政党に着目し、両制度の導入・拡充や縮減が行われた主要な事例を分析することを通じて、両制度がどのように導入され維持されてきたのかを探るものである。分析の結果、上述の解釈は第三号被保険者制度に関しては妥当性が認められるものの、配偶者控除制度に関しては妥当性が認

められない。高度成長期に夫が給与所得者・妻が専業主婦の世帯が増え、その後は妻がパートタイム労働者の世帯が増えるという長期的な変化の中で、性別役割分業を行う世帯を支援する姿勢が政党横断的におおむね保持されてきたからこそ、配偶者控除制度は導入され維持されてきたと考えられるのである。

II 性別役割分業を行う世帯を支援する政党

先進諸国において女性の働き方が政党間の重要な争点に浮上したのは20世紀後半のことである。それまで大半の政党は、女性が家庭内で家事・育児・介護などの無償労働を行うことを当然視していたが、女性の就業拡大およびフェミニズムの高まりの中で左派政党の一部がジェンダー平等を訴え、女性の就業を通じた経済的自立を後押しする政策をとるようになったことで、右派政党との違いが顕在化した(Korpi 2000; Inglehart and Norris 2003)。ここでいう左派とは、経済的な弱者を支援し、経済格差を縮小するための政府による介入を支持する立場を意味する。

一般的に左派政党は、女性の就業や職業的地位向上を肯定する傾向があるのに対し、右派政党は、家族の中で男性が稼得責任を果たし、女性が(パートタイムなどの賃労働に従事したとしても)ケア責任を果たす性別役割分業を肯定する傾向にあるとされる(Verba et al. 1987; Lovenduski 1993; Erzeel and Celis 2016; Campbell and Erzeel 2018)。日本でも、自民党議員が左派政党や中道政党の議員に比べて、性別役割分業を支持する程度が高いことが、政治家へのアンケート調査を通じて明らかにされてきた(三宅ほか 1985; 大倉 2021)。

ただし性別役割分業を支持するにしても、性別役割分業を行う世帯、とくに工業化に伴って増加した男性稼ぎ主世帯への支援に積極的な政党もあれば、支援には消極的な政党もある(Korpi 2000; O'Brien 2018)。

こうした政党の姿勢の違いは、異なる政策、ひいては異なる国家のありようをもたらす重要な要因だと考えられてきた。エスピン・アンデルセン

は先進諸国について、政府による福祉供給の程度が高い社会民主主義レジーム、家族による福祉供給の程度が高い保守主義レジーム、市場による福祉供給の程度が高い自由主義レジームの3類型を提示したが(Esping-Andersen 1999)、政党の姿勢・政策・福祉レジームの関係は、次のように整理できる。社会民主主義レジームに分類される国々(スウェーデンをはじめとする北欧諸国)では、経済的な弱者の支援および女性の就業に肯定的な社会民主主義政党の勢力が大きかったことが、公的保育などを含めて個人を支援する政策をもたらし、政府による福祉供給が拡大した(Esping-Andersen 1999; Sainsbury 1999; Ferragina and Seeleib-Kaiser 2015)。保守主義レジームに分類される国々(ドイツをはじめとする大陸ヨーロッパ諸国など)では、性別役割分業を行う世帯への支援に積極的なキリスト教民主主義政党などの勢力が大きかったことが、そうした世帯に有利な政策をもたらし、男性が経済的に家族のメンバーを支え、女性がケア労働等を通じて家族のメンバーを支えるという形で家族による福祉供給が維持されやすかった(Estévez-Abe and Naldini 2016; Shire and Nemoto 2020; Giuliani 2022)。自由主義レジームに分類される国々(アメリカをはじめとするアングロ・サクソン諸国など)では、自由主義的な政党の勢力が大きかったことが、個人を支える政策も、性別役割分業を行う世帯に有利な政策も少ない状態をもたらし、民間の保育サービスなどを含めて市場による福祉供給が拡大した(Korpi 2000; Curtin 2014)。

自民政権のもとで実施されてきた配偶者控除制度と第三号被保険者制度の導入・維持は、性別役割分業を行う世帯に有利な政策である(大沢 2007; Miura 2012)。給与所得者の妻の年収がゼロまたは一定額以内のとき、夫は所得税の控除を受けることができ、妻は保険料を負担することなく年金の受給権を得られる。ここまでの議論を踏まえると、自民党は性別役割分業を行う世帯への支援に積極的な政党であり、日本では自民党が1955年の結党以来、ほぼ一貫して圧倒的に大きな勢力を保ち政権の座にあることが、配偶者控除制度と第三号被保険者制度の導入・維持につながってきたとの解釈が成り立つ。逆に言えば、両

制度が批判を受けつつも廃止されなかったのは、日本の左派・中道政党が弱かったことが一因であり、左派・中道政党の勢力が伸長して政権交代が起きれば、両制度は縮減・廃止されやすいということになる。

しかし、このように配偶者控除制度・第三号被保険者制度と自民党を結びつけるのとは異なる見方もありうる。第一に、性別役割分業を行う世帯への支援に積極的なのは、自民党だけとは限らない。ライトナーはケア政策について、政府が家族に代わって個人に福祉を供給する政策（公的保育など）と、政府が家族の福祉供給を支援する政策（育児休暇、児童手当、配偶者控除、主婦の年金など）を区別しつつ、北欧諸国ではその両方が採用されてきたことを指摘した（Leitner 2003）。ライトナーの議論は、経済的な弱者を支援する左派政党が、個人を支援する政策だけでなく、性別役割分業を行う世帯に有利な政策をも推進する可能性を示唆する。日本の左派・中道政党も、配偶者控除制度や第三号被保険者制度を支持してきたかもしれない。

第二に、自民党は、性別役割分業を行う世帯を支援しようとするとは限らない。エスピン・アンデルセンは日本を保守主義レジームに含めたが（Esping-Andersen 1999）、日本を自由主義レジームに含める議論（Korpi 2000）や、日本は3類型にあてはまらず、政府による支援は乏しいが市場による福祉供給も進まず、家族による福祉供給が中心になっているという議論（新川 2011）もある。こうした議論は、自民党が性別役割分業に肯定的だとしても、そうした世帯への支援には消極的だった可能性を示唆する。自民党は、配偶者控除制度や第三号被保険者制度を支持しなかったかもしれない。

要するに、先行研究を踏まえると、左派・中道政党ではなく自民党が政権の座にあったことが、配偶者控除制度と第三号被保険者制度の導入・維

持につながったという解釈が成り立つ一方、性別役割分業を行う世帯への支援に、左派・中道政党も積極的だったり、自民党が消極的だったりした可能性も考えられる。配偶者控除制度と第三号被保険者制度はどのように導入・維持され、いずれの見方が妥当性を持つのだろうか。それを探るべく以下では、両制度の主要な制度変更の事例を取り上げ、自民党および左派・中道政党の姿勢を明らかにすることをめざす。

Ⅲ 事例分析

1 5つの事例

主要な制度変更として取り上げるのは、表1に示した5つの事例である。池田勇人内閣期（1960-1964）には、配偶者控除制度が導入された。中曽根康弘内閣期（1982-1987）には、配偶者控除に加えて配偶者特別控除が新設され、さらに第三号被保険者制度が導入された。小泉純一郎内閣期（2001-2006）には配偶者控除に上乗せされる配偶者特別控除が廃止された。野田佳彦内閣期（2011-2012）と安倍晋三内閣期（2012-2020）には、厚生年金の適用拡大を通じた第三号被保険者制度の縮減が進んだ一方で、配偶者控除制度は維持された。

これらの事例分析においては、主に国会会議録（国立国会図書館 2024）に収録された国会発言に依拠して、自民党と主要な左派・中道政党が性別役割分業を行う世帯を支援する姿勢をとったのかどうかを捉える。政党の姿勢を捉えるには選挙公約に依拠することも考えられるが、日本ではジェンダーにかかわる事柄は主要な政治争点となることが少なかったため（堀江 2005；辻 2012）、選挙公約から得られる情報に限界がある（坂本 2018）。さらに、選挙公約の配布が解禁された2003年よりも前の選挙公約は、必ずしも包括的なものではなく、異なる政党や時期の間での比較が難しいと

表1 配偶者控除制度・第三号被保険者制度の主要な変更

	池田内閣期	中曽根内閣期	小泉内閣期	野田内閣期	安倍内閣期
配偶者控除制度	導入	拡充	縮減	維持	維持
第三号被保険者制度	—	導入	維持	縮減	縮減

いう問題もある¹⁾。これに対して国会では、法案の趣旨説明・質疑・討論を通じて、政党などを代表する議員が法案への賛否とその理由を表明することが繰り返されるため、それらの発言から政党としての姿勢を推定することが可能である。

2 池田内閣期

配偶者控除制度は、池田内閣期に1961年の税制改正の一環として導入された。当時の日本は高度成長期に入り、工業化とともに農村部の若年層が都市部に移動し、夫が給与所得者・妻が専業主婦の世帯が急増しつつあった。給与所得者や、農業者・自営業者（ただし青色申告者を除く）は、無収入の妻がいる場合、それまでは子どもがいる場合と同じく扶養控除が適用されていたが、この税制改正によって、より金額の大きい配偶者控除が適用されることになった。

国会では1959年から、左派政党の社会党が配偶者控除の新設を主張していた。社会党は当時の最大野党であり、自民党と社会党で国会の議席の9割程度を占めていた。社会党の主張は、所得税が生計費にまで課税されてしまっているため控除の増額が必要であり、とくに配偶者については扶養控除から切り離した配偶者控除を新設し、より多額の控除を行うべきというものだった。給与所得者・自営業者・農業者の配偶者は扶養されているのではなく、子どもや高齢者を養う働きをしているので、女性の権利を尊重する観点からも配偶者控除に改めるべきとの主張もなされた²⁾。

自民党は1960年に池田が総裁および首相に就任すると、公共事業の促進や大規模減税などを柱とする新政策を取りまとめた。その中で大規模減税の具体案として筆頭に挙げられたのが、配偶者についての控除の新設だった³⁾。

池田内閣は、自民党の新政策を反映させた所得税法改正案を1961年2月に国会に提出した。田中茂穂大蔵政務次官（自民党）は、配偶者控除の新設などの所得税減税について、給与所得者も事業所得者なども含め、中小所得者を中心に税負担の軽減合理化を図るものと説明したうえ、給与所得者・専業主婦・3人の子どものみから成るモデル世帯を例に税負担が減ることを強調した⁴⁾。自民党

は法案に賛成し、配偶者控除の新設は妻を扶養家族扱いすることをやめて所得税における妻の座を高めるものと評価した⁵⁾。

社会党は、大衆の税負担軽減が不十分だとして法案には反対したが、配偶者控除の新設に関しては、社会党の主張を取り入れ、また家事・育児をする給与所得者の妻や農家の妻に対して妻の座を認めるものだとの肯定的だった⁶⁾。改正法は1961年3月に成立した。

以上のとおり池田内閣期には左派政党、次いで自民党が、低・中所得世帯の税負担を軽減するものとして配偶者控除制度の導入を支持した。対象世帯としては、夫が給与所得者の世帯だけでなく農業・自営業世帯も含め、妻がケア労働等を担う世帯——つまり性別役割分業を行う世帯——が想定された。

3 中曽根内閣期

中曽根内閣期には、1987年の税制改正の一環として配偶者特別控除が新設され、1985年の年金制度改革の一環として第三号被保険者制度が導入された。高度成長期を通じて夫が給与所得者・妻が専業主婦の世帯が増大したが、1970年代半ば以降は、妻がパートタイム労働者として就業する世帯が増加しつつあった。この税制改正と年金制度改革により、給与所得者は、妻が専業主婦や低収入のパートタイム労働者の場合、従来からの配偶者控除に加えて配偶者特別控除が適用されるようになり、妻は保険料を負担することなく年金の受給権を得られるようになった。

配偶者控除制度に関しては、国会では1980年代前半から野党が拡充を主張していた。当時は社会党のほか左派政党の共産党・民社党、中道政党の公明党などが主な野党となっており、これらの政党はこぞって、主に2つの理由から配偶者控除制度の拡充を含む所得税減税を主張した。1つは、サラリーマン世帯は農業・自営業世帯と比べて不公平な重税に苦しんでいるというもので、その税負担を軽減するために配偶者控除の増額などによる減税が必要だとした⁷⁾。配偶者控除は、導入時は既述のとおり農業・自営業世帯のためのものでもあったが、その後農業・自営業世帯につい

ては妻が家業に貢献しているとして税負担を軽減する措置が拡大された結果、もっぱら給与所得世帯のためのものとなっていた (Toyofuku 2020)。もう1つは、給与所得者の妻は家計補助のためパートに出ているのに、配偶者控除によって生じる年取の壁のせいで就労調整を余儀なくされているというもので、より多くの収入を得ても夫が適用を受けられるような配偶者控除の適用拡大が必要だとした⁸⁾。

1986年には社会党・民社党・公明党などが、配偶者控除の増額および適用拡大を年内に行うよう共同で要求し、自民党は小幅な増額に応じた⁹⁾。

このとき中曽根内閣および自民党は、大規模な所得税・法人税減税と、新税である売上税導入を組み合わせた税制改革を立案中だった。自民党が1986年末に決定した税制改革案は、配偶者特別控除を新設する形で、配偶者について控除の大幅な増額および適用拡大を行うことを盛り込んだ¹⁰⁾。

内閣はこの税制改革案を反映させた税制改革関連法案を1987年2月に国会に提出したが、それは売上税に対する反対の広がりによって廃案となったため、所得税法改正案を7月にあらためて国会に提出した。宮澤喜一蔵相 (自民党) は、所得税減税の一番のねらいは働き盛りの中堅サラリーマンの重税感の緩和であり、配偶者特別控除はそのような配慮から考えたものだ¹¹⁾と説明した。中曽根首相も、所得税減税はサラリーマンの重税感を解消し不公平感をなくすべく、「(年取) 五、六百万の皆さん方、要するに子供二人ぐらい持ってその子供が大きくなって、一番ローンの負担とかそういうもので苦しんでおる働き盛りの人」を中心に行うものであり、「奥様に対する内助の功という点についても特別の計らいをした」と述べた¹²⁾。自民党は法案に賛成した。

社会党・共産党・民社党・公明党は法案に反対したものの、反対の理由はいずれも、国民の負担軽減が不十分で、より大規模な所得税減税を行うべきというものだった¹³⁾。改正法は1987年9月に成立した。

第三号被保険者制度は、高齢化が進展する中で年金の給付水準を抑制し、かつ国民年金を全国民共通の基礎年金にするという、中曽根内閣の年金

制度改革の一部として提案された。それまで給与所得者 (被用者) の無収入・低収入の妻は、夫の退職後には夫の年金によって、夫との死別後には遺族年金によって生活する想定のもと、国民年金に任意加入とされていたが (吉原・畑 2016)、すべて第三号被保険者として国民年金に加入させ、その保険料は妻が自ら支払うのではなく厚生年金からの拠出によって賄うこととされた。

内閣は、この第三号被保険者制度の導入を含む国民年金法改正案を1984年3月に国会に提出した。渡部恒三厚相 (自民党) は、第三号被保険者制度の導入によって婦人の年金権が確立する、「奥様方も立派に年金をお持ちになる」と説明した¹⁴⁾。自民党は法案に賛成した。

野党のうち民社党は法案に賛成したが、社会党・共産党・公明党は、年金の給付水準を抑制し、かつ保険料負担を引き上げることを問題視して法案に反対した。第三号被保険者制度に関しては、社会党・共産党・公明党はいずれも、国民年金の給付水準が低く、第三号被保険者がその立場にとどまり続けるとも限らないことなどから、婦人の年金権が確立するとはいえないとし、基礎年金を全額国庫負担とするか国庫負担を増やすことで、給付水準を引き上げるとともに保険料負担をなくすか軽減することを提案した¹⁵⁾。第三号被保険者の保険料を厚生年金からの拠出によって賄うのでは、妻が「夫の傘のもとに従属」する、よその共稼ぎの夫婦や単身者の負担になる、との批判もなされた¹⁶⁾。改正法は1985年4月に成立した。

以上のとおり中曽根内閣期には、配偶者控除制度に関しては、左派・中道政党、次いで自民党が、夫が給与所得者・妻が専業主婦またはパートタイム労働者の世帯の税負担を軽減するものとして、拡充を支持した。他方、第三号被保険者制度に関しては、自民党は、そうした世帯の妻のための導入を支持したが、左派・中道政党の多くは、女性の年金が少額・不安定にとどまると反対し、世帯ではなく個人を支援する基礎年金の整備を支持した。

4 小泉内閣期

自民党・公明党の連立による小泉内閣期には、

2003年の税制改正の一環として、配偶者控除制度が初めて縮減された。1980年代以降、夫が給与所得者・妻が専業主婦の世帯は減少する一方、妻がパートタイム労働者の世帯は大幅に増えた。給与所得者は、妻が専業主婦や低収入のパートタイム労働者の場合、それまで配偶者控除に上乗せする形で配偶者特別控除が適用され、妻が専業主婦の場合に控除額が最も多くなっていたが、この税制改正により上乗せ分が廃止されることになった。他方2004年の年金制度改革においては、厚生年金の適用拡大を通じた第三号被保険者制度の縮減が論点となったが、改革案に盛り込まれるには至らなかった。

配偶者特別控除の上乗せ分廃止は、小泉内閣および自民党が取りまとめた2003年の税制改正の一部として提案された。この税制改正は、投資促進税制の新設による法人税減税を、所得税の控除縮減などによる増税で賄うものであり、縮減する控除として選ばれたのが配偶者特別控除だった。公明党は当初、妻が専業主婦などの世帯の税負担が増すことから、配偶者特別控除の上乗せ分廃止に否定的だったが、児童手当の増額を自民党が受け入れたことで廃止に同意していた（清水2005）。

内閣は、所得税法改正案を2003年2月に国会に提出した。塩川正十郎財務相（自民党）は、人的控除の簡素化等の観点から配偶者特別控除の上乗せ分を廃止すると説明した¹⁷⁾。谷口隆義財務副大臣（公明党）は、専業主婦の過度の優遇を改める趣旨で見直すとの説明を加えた¹⁸⁾。自民党と公明党は法案に賛成した。

当時の最大野党は中道政党の民主党だった。法案に反対した民主党・共産党・社民党はいずれも、配偶者特別控除の上乗せ分廃止によって税負担が重くなることを批判した¹⁹⁾。民主党からは、配偶者特別控除は女性の就業にとって不公平という指摘もあるが、廃止に伴って税負担が重くのしかかる世帯が多いのも事実²⁰⁾、廃止は働く女性にはいいかもしれないが、男と女の役割というものがある中で専業主婦に手厚い政策があつていい²¹⁾、などの発言が出された。改正法は2003年3月に成立した。

第三号被保険者制度は、マクロ経済スライドの

導入により年金の給付水準を引き下げていくことを軸とする小泉内閣の年金制度改革の中で、1つの論点となった。厚労省の「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」等での議論を基に検討されたのは、第三号被保険者のパートタイム労働者にまで厚生年金の適用を拡大し、第三号被保険者制度は主に専業主婦だけのものに縮減するという案だった。新たに厚生年金に加入するパートタイム労働者にとっては、自らも保険料を支払うとはいえ、企業などの雇用主の保険料負担によって、国民年金だけよりも多額の給付を受けられるメリットがあった。しかし小泉内閣はこの案を採用しなかった。

2004年に国会に提出された国民年金法改正案の審議の中で、小泉首相は、厚生年金の適用拡大は企業の保険料負担が増える問題もあるので、どういう対応が望ましいか検討していきたいと述べるにとどめた²²⁾。他方、坂口力厚労相（公明党）は、厚生年金の適用拡大の提案は保険料負担が増すとして、企業からの反対に加え、メリットがあるはずのパートタイム労働者からの反対にも直面したが、今後は厚生年金の適用拡大を進め、世帯単位の厚生年金を個人単位化していく方向が望ましいとの認識を示した²³⁾。民主党からも、片稼ぎ世帯が減少してきた中で、世帯単位から個人単位へ政策の方向転換をすべきとの発言がなされた²⁴⁾。

以上のとおり小泉内閣期には、配偶者控除制度の縮減を支持した自民党に対し、左派・中道政党は、対象世帯の税負担が増すとして縮減に反対した。第三号被保険者制度をめぐるのは、厚生年金の適用拡大により、給与所得世帯の妻としての支援から個人への支援にシフトするかが論点となり、中道政党は個人への支援に前向きな姿勢を示した。

5 野田内閣期

民主党は2009年の政権交代よりも前から配偶者控除制度の廃止を公約していたが、野田内閣期に至っても配偶者控除制度は変更されなかった。他方、野田内閣期には2012年の社会保障と税の一体改革の一環として、厚生年金の適用拡大を通

じて第三号被保険者制度が縮減された。当時、夫が給与所得者・妻が専業主婦の世帯が減少し、妻がパートタイム労働者の世帯が増加する傾向は続いており、また結婚している女性に限らず厚生年金に加入できないアルバイトなどの非正規雇用者が増加しつつあった。一体改革によって大企業などでは、パートタイム労働者（アルバイトを含む）は年収およそ 106 万円から厚生年金に加入することになり、第三号被保険者制度のいわゆる「130 万円の壁」は「106 万円の壁」へと変化した。

野田内閣および民主党は、消費税増税によって社会保障財源を拡大することを軸とする社会保障と税の一体改革を取りまとめ、関連法案を 2012 年 3 月に国会に提出した。そこには配偶者控除制度の変更は盛り込まれず、第三号被保険者制度を縮減することになる厚生年金の適用拡大が盛り込まれた。

配偶者控除制度について、民主党は 2005 年から廃止を公約するようになり、子ども手当の財源に充てるとしていた。だが政権獲得後は、対象世帯の税負担増を避け、廃止を行わずに子ども手当を公約よりも少額にとどめていた。一体改革関連法案の審議の中で、小宮山洋子厚労相（民主党）と岡田克也内閣府特命担当大臣（民主党）は、働き方に中立的な制度にするなどの目的から配偶者控除制度を廃止したいが、民主党内にも慎重論があると述べた²⁵⁾。野党からは、制度の維持を主張する発言が相次いだ。自民党からは、専業主婦が子育てなどの役割を果たしていることを評価すべき²⁶⁾、実際に支え合っている家族という単位は大事にすべき²⁷⁾などの発言がなされ、共産党・社民党からは、制度を廃止した場合の対象世帯の税負担増を問題視する発言がなされた²⁸⁾。

第三号被保険者制度に関しては、政権交代前の 2007 年の時点ですでに自民党・公明党による内閣が、非正規雇用者のための厚生年金の適用拡大を含む被用者年金一元化法案を国会に提出していたが、ねじれ国会のもとで審議されないまま廃案となっていた。

野田内閣が提出した一体改革関連法案のうち年金機能強化法案には、大企業などの厚生年金の適用拡大が盛り込まれた。小宮山厚労相は、法案は

年金の最低保障機能を強化するとともに働き方に中立的な制度をめざすものとしたうえで、厚生年金の適用拡大によって、これまで国民年金の保険料を自ら支払っていたシングルマザーやフリーターなどにとっては保険料負担が減るうえに将来の年金額が増え、第三号被保険者にとっては将来の年金額が増えるメリットがある、さらにパートタイム労働者の就労意欲が高まると説明した²⁹⁾。

野党の公明党からは、そもそも民主党は 2007 年の被用者年金一元化法案に、厚生年金の適用拡大が小幅すぎるとして反対したが、非正規雇用者のためには少しでも進めておくべきだったとの発言がなされた³⁰⁾。自民党からは、企業の保険料負担が増えることを問題視する意見が出され³¹⁾、これを受けて法案は厚生年金の適用拡大を小幅にとどめるよう修正されたうえ、自民党・公明党の賛成も得て 2012 年 8 月に成立した。

以上のとおり野田内閣期には、配偶者控除制度を対象世帯のために維持することで、主要政党は一致した。第三号被保険者制度に関しては、非正規雇用者を個人として支援する厚生年金の適用拡大を通じて、制度を縮減することで主要政党は一致した。ただし自民党は企業の負担増を問題視して、小幅な変更を支持した。

6 安倍内閣期

2012 年からの安倍内閣期には、2017 年の税制改正を通じて、配偶者控除制度が変更を伴いつつ維持される一方、2020 年の年金制度改正の一環として、厚生年金の適用拡大を通じて第三号被保険者制度がさらに縮減されることになった。配偶者控除制度においては、妻の年収が 150 万円まで最大額の控除が受けられるようになり、いわゆる「103 万円の壁」は「150 万円の壁」へと変化した。年金に関しては、大企業だけでなく中規模の企業などの労働者も、年収およそ 106 万円から厚生年金に加入することになった。

配偶者控除制度をめぐるのは、女性活躍を掲げた安倍内閣および自民党・公明党が 2017 年の税制改正案を取りまとめる過程で、年収の壁をもたらず配偶者控除を廃止し、妻の収入にかかわらず適用される夫婦控除に置き換える案が浮上した。

しかし妻が専業主婦の世帯にとって増税となるこの案に、公明党からも、自民党内からも反対が生じた。そこで内閣は、配偶者控除制度について高額所得者は適用対象外としつつ、上述のとおり妻の年収が150万円まで最大額とするなどの適用拡大を行う案を決定した³²⁾。

内閣は、これを反映させた所得税法改正案を2017年2月に国会に提出した。安倍首相と麻生太郎財務相（自民党）は、配偶者控除制度の変更はパートタイム労働者が就業調整を意識せずに働ける環境づくりに寄与するものであり、人手不足の解消を通じて経済成長にも資すると説明した³³⁾。自民党と公明党は法案に賛成した。

これに対し民主党の後継政党で最大野党だった民進党は、配偶者控除制度の変更は働き方に中立な税制からむしろ遠ざかるものだとして法案に反対し、まずは配偶者控除を世帯控除に置き換えることを提案した³⁴⁾。改正法は2017年3月に成立した。

第三号被保険者制度に関しては、安倍内閣は、厚生年金の適用拡大を中規模の企業などにも段階的に広げることを盛り込んだ年金改革法案を、2020年3月に国会に提出した。安倍首相は、厚生年金の適用拡大によって年金給付が手厚くなり、これまで扶養の範囲を気にしてきた人も希望の働き方ができると説明した³⁵⁾。加藤勝信厚労相（自民党）は第三号被保険者制度について、専業主婦優遇と捉えて縮小するというよりも、多様な人が混在することを踏まえた厚生年金の適用拡大を進めることで見直す方針を示した³⁶⁾。また民進党の分裂後に最大野党となった立憲民主党からの、厚生年金の適用拡大をすべての企業にまで広げるべきとの意見に対しては、中小企業の負担に配慮したと説明した³⁷⁾。与野党を問わずほとんどの政党が法案に賛成し³⁸⁾、改正法は2020年5月に成立した。

以上のとおり安倍内閣期には、年収の壁を生じさせる配偶者控除制度の扱いが論点となったが、自民党や中道政党が検討・提案したのは配偶者控除制度の維持、あるいは夫婦控除や世帯控除への置き換えだった。他方、主要政党は、厚生年金の適用拡大を通じた第三号被保険者制度の縮減で一

致した。ただし自民党は中小企業の負担を避けるべく小幅な変更を支持した。

IV 結論と今後への示唆

年収の壁を生じさせる配偶者控除制度と第三号被保険者制度は、どのように導入され維持されてきたのか。本稿では、左派・中道政党ではなく自民党が政権の座にあったことが、配偶者控除制度と第三号被保険者制度の導入・維持につながったという解釈が妥当性を持つのか、それとも性別役割分業を行う世帯への支援に、左派・中道政党も積極的だったり、自民党が消極的だったのかという観点から、主要な制度変更の事例を分析した。

その結果、第三号被保険者制度に関しては、自民党の姿勢と左派・中道政党の姿勢に違いがみられた。導入時には、自民党は性別役割分業を行う世帯の妻のための年金制度として、第三号被保険者制度を支持したのに対し、左派・中道政党は個人を支援する年金制度を支持した。やがて非正規雇用者が増加し、自民党も個人への支援を拡大する姿勢に傾く中で、厚生年金の適用拡大を通じて第三号被保険者制度は縮減してきたとはいえ、自民党は左派・中道政党よりも小幅な制度変更にとどめようとした。したがって、左派・中道政党ではなく自民党が政権の座にあったことが第三号被保険者制度の導入・維持につながったという解釈には、妥当性が認められる。

一方、配偶者控除制度に関しては、自民党の姿勢と左派・中道政党の姿勢には重なる部分が多かった。農業・自営業世帯が多かった時代から、夫が給与所得者・妻が専業主婦の世帯数が増え、それを夫が給与所得者・妻がパートタイム労働者の世帯数が上回るようになった現代に至るまで、小泉内閣期を除き、自民党も左派・中道政党も、そうした世帯を支援する姿勢をとり続けてきた。したがって、左派・中道政党ではなく自民党が政権の座にあったことが配偶者控除制度の導入・維持につながったという解釈には、妥当性が認められない。配偶者控除制度が導入され維持されてきたのは、性別役割分業を行う世帯を支援する姿勢

が、むしろ政党横断的に保持されてきたからこそだと考えられる。

今後、両制度のように性別役割分業を行う世帯に有利な政策がなくなっていくのかについて、本稿の分析は何を示唆するだろうか。

世界経済フォーラムのジェンダーギャップ・レポートによると、経済的なジェンダー平等度は、スウェーデンなど社会民主主義レジームに分類される国々では高く、アメリカなど自由主義レジームに分類される国々でも比較的高いが、保守主義レジームに分類される国々では低い傾向にある。日本が保守主義レジームに含まれるか否かを検討することは本稿の射程を超えるが、日本の経済的なジェンダー平等度は先進国中で最も低い (World Economic Forum 2023)。

既述のとおり社会民主主義レジームを特徴づけるのは個人を支援する政策、保守主義レジームを特徴づけるのは性別役割分業を行う世帯に有利な政策であり、自由主義レジームはそのいずれの政策も少ないという特徴をもつとすれば、日本が経済的なジェンダー平等度を高めるには2つの方向性が考えられる。性別役割分業を行う世帯に有利な政策から個人を支援する政策へとシフトして、社会民主主義レジームに接近するか、あるいは世帯に有利な政策をやめて、自由主義レジームに接近するかである。

ただし、それぞれがめざす国家の姿は大きく異なる。例えばスウェーデンでは、公的保育に支えられながら多くの女性が公務員として比較的安定した身分で働いている。だが人々の税負担は重く、女性の職種がケアや教育の分野に偏っている。女性のキャリアアップを阻む「ガラスの天井」がアメリカよりも強固だと指摘もある (Albrecht, Björklund, and Vroman 2003; Mandel and Semyonov 2006)。アメリカでは、人々の税負担は軽く、民間の保育サービスなどを活用しながら多様な職種でキャリアアップする女性がいる。だがそれが可能なのは高学歴など一部の女性に限られており、国内の経済格差は大きい³⁹⁾。

小泉内閣期の自民党は、性別役割分業を行う世帯に有利な配偶者控除制度を縮減することを支持

し、個人への支援拡大となる厚生年金の適用拡大案を採用しなかった。これは自由主義レジームに接近するものとみなせる。他方、左派・中道政党や近年の自民党は、配偶者控除制度を維持しながら、厚生年金の適用拡大を推進しようとしている。世帯を支援する姿勢と個人を支援する姿勢が入り混じっており、明確な方向性は見出せない。

実際に性別役割分業を行う世帯が多く存在している中で、経済的な弱者を支援すべくそうした世帯に有利な政策をとってきたのならば (Toyofuku 2024)、そこから個人を支援する政策にシフトすることは簡単ではない。スウェーデンの場合、女性の就業が拡大した契機として、所得税の課税単位を世帯から個人に変更した1971年の税制改革が挙げられるが、社会民主党政権は当初、税制改革に消極的だった。それは生活に余裕がないブルーカラーの男性稼ぎ主世帯に有利な制度をやめ、恵まれたホワイトカラーの女性労働者に有利な制度にするものだと考えられたからである (Elvander 1972)。配偶者控除制度をめぐる日本の左派・中道政党の姿勢も、これに通じるところがある。やがてジェンダー平等の方針を打ち出したスウェーデンの社会民主党政権は、1970年代には所得税の課税単位を変更しただけでなく、低所得者への所得税減税を行い (Gunnarsson and Eriksson 2017)、公的保育を拡充し、増加した女性労働者の大部分を公務員として雇用する (Nyberg 2017) など個人を支援する政策を、消費税を中心とした増税により財源を得ながら、拡大していった。

日本でも同様に、増税を行いながら、個人を支援する政策を拡大してジェンダー平等度を高めるのか。それとも世帯を支援する政策を縮小して、市場を活用しながらジェンダー平等度を高めようとする道を選ぶのか。年取の壁を生み出す制度を廃止するにしても、その先にいったいどのような国家・社会をめざすのかについて、政党は十分な選択肢を提示してきたとはいえず、私たちも議論を深めていく必要があるのではないだろうか。

1) 例えば国際的な選挙公約のデータベース (Manifesto Project 2024) では、日本のデータとして選挙公約の代わりに、新聞

- 社が政党に対して選挙前に行ったインタビューを採用している (Proksch, Slapin and Thies 2011)。
- 2) 1959年3月31日参院大蔵委での大矢正議員の発言, 1960年3月3日衆院予算委での北山愛郎議員の発言。
 - 3) 朝日新聞 1960年9月6日朝刊。
 - 4) 1961年2月10日参院大蔵委。
 - 5) 1961年3月4日衆院予算委での上林山榮吉議員の発言。
 - 6) 1961年3月15日衆院大蔵委・4月7日衆院地方行政委での安井吉典議員の発言。
 - 7) 1981年1月28日衆院本会議での山田耻日議員 (社会党) の発言, 2月14日衆院予算委での正木良明議員 (公明党) の発言。
 - 8) 1986年3月6日衆院予算委での小川国彦議員 (社会党)・藤木洋子議員 (共産党) の発言, 3月6日衆院地方行政委での宮崎角治議員 (公明党) の発言。
 - 9) 日本経済新聞 1986年10月28日朝刊, 12月3日朝刊。
 - 10) 日本経済新聞 1986年12月20日朝刊。
 - 11) 1987年8月18日衆院本会議。
 - 12) 1987年9月19日参院大蔵委。配偶者控除と配偶者特別控除の導入はいずれも、妻の家業への貢献に基づき税負担が軽減される農業・自営業者や家族経営の企業とのバランスを考慮し、給与所得者の妻の「内助の功」を認めるものとの理論的整理がなされた。詳しくは豊福 (2017) 参照。
 - 13) 1987年9月2日衆院大蔵委, 9月3日衆院本会議, 9月19日参院大蔵委・本会議。
 - 14) 1984年4月17日衆院本会議, 7月12日・7月26日衆院社会労働委。
 - 15) 1984年12月18日衆院社会労働委, 12月19日衆院本会議, 1985年4月23日参院社会労働委, 4月24日参院本会議。
 - 16) 1985年4月16日・4月23日参院社会労働委での糸久八重子議員 (社会党) の発言。
 - 17) 2003年2月14日衆院本会議。
 - 18) 2003年2月25日衆院財務金融委。
 - 19) 2003年3月3日衆院財務金融委, 3月4日衆院本会議, 3月26日参院財務金融委, 3月28日参院本会議。
 - 20) 2003年2月14日衆院本会議での山花郁夫議員の発言。
 - 21) 2003年3月26日参院財政金融委での櫻井充議員の発言。
 - 22) 2004年6月3日参院厚生労働委。
 - 23) 2004年5月18日・5月20日・6月3日参院厚生労働委。
 - 24) 2004年6月3日参院厚生労働委。
 - 25) 2012年5月29日・5月31日衆院社会保障と税の一体改革に関する特別委 (以下, 一体改革特別委)。
 - 26) 2012年5月29日衆院一体改革特別委での馳浩議員の発言。
 - 27) 2012年8月10日参院一体改革特別委での衛藤晟一議員の発言。
 - 28) 2012年5月22日衆院一体改革特別委での佐々木憲昭議員 (共産党) の発言, 5月30日衆院一体改革特別委での阿部知子議員 (社民党) の発言。
 - 29) 2012年5月8日衆院本会議, 5月30日・6月14日衆院一体改革特別委。
 - 30) 2012年5月22日衆院一体改革特別委での古屋範子議員の発言。
 - 31) 2012年5月8日衆院本会議での鴨下一郎議員の発言, 6月26日衆院一体改革特別委での石田真敏議員の発言。
 - 32) 日本経済新聞 2016年8月30日朝刊, 10月5日朝刊, 12月9日朝刊, 12月13日朝刊。
 - 33) 2017年2月16日衆院本会議, 2月21日衆院財務金融委。
 - 34) 2017年2月16日衆院本会議での鷲尾英一郎議員の発言, 2月27日衆院財務金融委, 3月27日参院財務金融委・本会議。
 - 35) 2020年5月26日参院厚生労働委。

- 36) 2020年5月26日・5月28日参院厚生労働委。
- 37) 2020年4月17日衆院厚生労働委。
- 38) 反対した共産党も、厚生年金の適用拡大を行うことには賛成で、加入者・事業者の負担軽減措置を求めた (2020年5月28日参院厚生労働委)。
- 39) 両国の違いは、ジェンダーギャップ・レポート (World Economic Forum 2023) からもうかがえる。経済的なジェンダー平等度のランキングはスウェーデン (15位)・アメリカ (21位) とともに高いが、その構成要素のうち労働参加率のジェンダー平等度はスウェーデンが高く (スウェーデン 11位・アメリカ 53位)、同一労働の賃金のジェンダー平等度はアメリカが高い (スウェーデン 43位・アメリカ 9位)。

参考文献

- 大倉沙江 (2021) 「ジェンダー平等——右傾化か、経済か、フェミニズムの定着か」 竹中佳彦・山本英弘・濱本真輔編『現代日本のエリートの平等観——社会的格差と政治権力』明石書店。
- 大沢真理 (2007) 『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』岩波書店。
- 国立国会図書館 (2024) 「国会会議録検索システム」, <https://kokkai.ndl.go.jp/> (2024年5月20日最終閲覧)。
- 坂本治也 (2018) 「地方議会選挙と女性政策——選挙公報を用いた試論的分析」 関西大学法学研究所地方議会研究班『地方議会研究の新展開』関西大学法学研究所。
- 清水真人 (2005) 『官邸主導——小泉純一郎の革命』日本経済新聞出版。
- 新川敏光 (2011) 「福祉国家変容の比較枠組」 新川利光編『福祉レジームの収斂と分岐——脱商品化と脱家族化の多様性』ミネルヴァ書房。
- 辻由希 (2012) 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房。
- 豊福実紀 (2017) 「配偶者控除制度の変遷と政治的要因」『社会保障研究』第1巻第4号, pp. 845-860。
- 堀江孝司 (2005) 『現代政治と女性政策』勁草書房。
- 三宅一郎・綿貫譲治・嶋澄・蒲島郁夫 (1985) 『平等をめぐるエリートと対抗エリート』創文社。
- 吉原健二・畑満 (2016) 『日本公的年金制度史——戦後七〇年・皆年金半世紀』中央法規出版。
- Albrecht, James, Anders Björklund and Susan Vroman (2003) "Is There a Glass Ceiling in Sweden?" *Journal of Labor Economics*, Vol. 21, No. 1, pp. 145-177.
- Campbell, Rosie and Silvia Erzeel (2018) "Exploring Gender Differences in Support for Rightist Parties: The Role of Party and Gender Ideology," *Politics and Gender*, Vol. 14, pp. 80-105.
- Curtin, Jennifer (2014) "Conservative Women and Executive Office in Australia and New Zealand," in Karen Celis and Sarah Childs (eds.) *Gender, Conservatism and Political Representation*, Colchester: ECPR Press.
- Elvander, Nils (1972) *Svensk skattepolitik 1945-1970: En studie i partiers och organisationers funktioner*, Stockholm: Rabén and Sjögren.
- Erzeel, Silvia and Karen Celis (2016) "Political Parties, Ideology and the Substantive Representation of Women," *Party Politics*, Vol. 22, No. 5, pp. 576-586.
- Esping-Andersen, Gösta (1999) *Social Foundations of Post-industrial Economies*, Oxford: Oxford University Press.
- Estévez-Abe, Margarita and Manuela Naldini (2016) "Politics of Defamilialization: A Comparison of Italy, Japan, Korea and Spain," *Journal of European Social Policy*, Vol. 26, No. 4, pp.

- 327-343.
- Ferragina, Emanuele and Martin Seeleib-Kaiser (2015) "Determinants of a Silent (R)evolution: Understanding the Expansion of Family Policy in Rich OECD Countries," *Social Politics*, Vol. 22, No. 1, pp. 1-37.
- Giuliani, Giovanni Amerigo (2022) "The Family Policy Positions of Conservative Parties: A Farewell to the Male-Breadwinner Family Model?" *European Journal of Political Research*, Vol. 61, No. 3, pp. 678-698.
- Gunnarsson, Åsa and Martin Eriksson (2017) "Eliminating the Secondary Earner Bias: Policy Lessons from the Introduction of Partial Individual Taxation in Sweden in 1971," *Nordic Tax Journal*, Vol. 2017, No. 1, pp. 89-99.
- Inglehart, Ronald and Pippa Norris (2003) *Rising Tide: Gender Equality and Cultural Change around the World*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Korpi, Walter (2000) "Faces of Inequality: Gender, Class, and Patterns of Inequalities in Different Types of Welfare States," *Social Politics*, Vol. 7, No. 2, pp. 127-191.
- Leitner, Sigrid (2003) "Varieties of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective," *European Societies*, Vol. 5, No. 4, pp. 353-375.
- Lovenduski, Joni (1993) "Introduction: The Dynamics of Gender and Party," in Joni Lovenduski and Pippa Norris (eds.) *Gender and Party Politics*, London: Sage Publications.
- Mandel, Hadas and Moshe Semyonov (2006) "A Welfare State Paradox: State Interventions and Women's Employment Opportunities in 22 Countries," *American Journal of Sociology*, Vol. 111, No. 6, pp. 1910-1949.
- Manifesto Project (2024) "Manifesto Project Database," <https://manifesto-project.wzb.eu/> (2024年5月16日最終閲覧)
- Miura, Mari (2012) *Welfare Through Work: Conservative Ideas, Partisan Dynamics, and Social Protection in Japan*, Ithaca: Cornell University Press.
- Nyberg, Anita (2017) "The Impact of Individual Taxation on Gender Equality in Sweden," The EU Mutual Learning Programme in Gender Equality, Discussion Paper. https://commission.europa.eu/document/download/eabed242-7bfc-4f69-b481-3926a686e7ad_en?filename=se_discussion_paper_se_2017.pdf (2024年7月2日最終閲覧)
- O'Brien, Diana Z. (2018) "'Righting' Conventional Wisdom: Women and Right Parties in Established Democracies," *Politics & Gender*, Vol. 14, No. 1, pp. 27-55.
- Proksch, Sven-Oliver, Jonathan B. Slapin and Michael Thies (2011) "Party System Dynamics in Post-War Japan: A Quantitative Content Analysis of Electoral Pledges," *Electoral Studies*, Vol. 30, No. 1, pp. 114-124.
- Sainsbury, Diane (ed.) (1999) *Gender and Welfare State Regimes*, Oxford: Oxford University Press.
- Shire, Karen and Kumiko Nemoto (2020) "The Origins and Transformations of Conservative Gender Regimes in Germany and Japan," *Social Politics*, Vol. 27, No. 3, pp. 432-448.
- Toyofuku, Miki (2020) "Political Parties' Attitudes toward Policies for Women in Japan: An Analysis Focused on the Tax System from the 1960s to 2010s," *Japanese Political Science Review*, Vol. 5, pp. 1-26.
- (2024) "Tradeoff between Gender and Class Equality: An Analysis of Tax Policy in Japan," *Social Politics*, Vol. 31, No. 2, pp. 376-403.
- Verba, Sidney, Steven Kelman, Gary R. Orren, Ichiro Miyake, Joji Watanuki, Ikuo Kabashima and G. Donald Ferree, Jr. (1987) *Elites and the Idea of Equality: A Comparison of Japan, Sweden, and the United States*, Cambridge: Harvard University Press.
- World Economic Forum (2023) *The Global Gender Gap Report 2023*. https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2023.pdf (2024年5月20日最終閲覧)

とよふく・みき お茶の水女子大学基幹研究院准教授。
最近の論文に「Tradeoff between Gender and Class Equality: An Analysis of Tax Policy in Japan」, *Social Politics*, Vol. 31, No. 2, pp. 376-403 (2024年)。日本政治, 比較政治, 公共政策, ジェンダー論専攻。